

## 【表紙】

【発行登録番号】	1 - 関東1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月18日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 此本 臣吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 松井 貞二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 松井 貞二郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2019年11月26日)から2年を経過する日(2021年11月25日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行社債】

未定

#### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2)【手取金の使途】

設備投資資金、関係会社に対する出資又は融資資金、有価証券の取得資金(M & Aによる株式取得資金を含む。)、借入金返済資金、社債償還資金、短期社債償還資金、コマーシャルペーパー償還資金、自己株式取得資金及び運転資金等に充当する予定です。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第54期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月25日関東財務局長に提出  
事業年度 第55期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月30日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第56期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第55期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月13日関東財務局長に提出  
事業年度 第55期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月13日関東財務局長に提出  
事業年度 第55期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第56期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第56期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月16日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第56期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月15日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第57期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)2021年8月16日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第57期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)2021年11月15日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書(第54期)提出後、本発行登録書提出日(2019年11月18日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書(第54期)提出後、本発行登録書提出日(2019年11月18日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年7月30日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書(第54期)提出後、本発行登録書提出日(2019年11月18日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年9月13日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第54期)及び四半期報告書(第55期第1四半期及び第55期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本発行登録書提出日(2019年11月18日)までの間において、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社野村総合研究所 本店  
(東京都千代田区大手町一丁目9番2号)  
株式会社野村総合研究所 大阪総合センター  
(大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。